

[原著論文]

現代日本の里親意識と児童養育・支援の今日的課題

益田 早苗¹⁾ 浅田 豊²⁾

“Present - day tasks of foster parent awareness and upbringing and support of children in modern Japan”

Sanae Masuda¹⁾ Yutaka Asada²⁾

Summary

This paper conducted an awareness survey of foster parents and put forth an examination with the. Purpose of clarifying what kinds of awareness and options foster parents themselves hold concerning the practical aspects of child rearing, and what they feel are problems with the state of operation of Japan's foster parent system.

In order to operate the fosterparent system effectively, it is believed that support systems such child rearing consultation and foster parent development and training that supports foster parents and the foster parent system are the things that are most necessary.

In the future, it will probably be necessary to expand the survey's target area nationwide and survey the awareness of larger number of foster parents. In addition, requests are being made to also implement parallel surveys not intended only for foster parents, but for entrusted children and parties surrounding the foster parent system, and for the overall analysis of differences in awareness and recognition, effects of foster parent commission, and so forth.

Furthermore to complement the matters analyzed by the survey, there is an imminent necessity to examine the changing roles of child welfare facilities in the environment surrounding children in recent years, family problems, societal awareness, and child welfare reforms in other words, to examine anew the meaning and role of the foster parent system from a socio - cultural perspective.

(J.Aomori Univ. Health Welf. 3(2):177-190, 2001)

キーワード：①里親意識、②里親制度、③養育の実際

1) Forester parent awareness, 2) foster parent system, 3) realities of child rearing

要旨

本稿では、里親への意識調査を通して、里親自身が児童養育の実際の側面についてどのような意識や意見を持ち、また日本の里親制度運用の実状において何を課題点と感じているか等を明らかにすることを目的として考察を進めた。

里親制度を効果的に運用するためには、里親や里親制度を支える里親開拓と研修、養育相談等の支援システムが最も必要とされていると考えられる。

今後は、調査の対象地域を全国的に拡大して、より多

くの里親の意識を調査していくが必要になるであろう。また、里親だけでなく里親制度をとりまく関係者や委託児童を対象とした調査も並行して行い、意識や認識の違い、里親委託の効果などを総合的に分析していくことが求められている。

また調査を通しての分析内容を補完していくためには、近年の児童をとりまく環境や、家族の問題、社会の意識、児童福祉改革による児童福祉施設の役割の変化等、つまり社会文化的観点に立って里親制度の意義や役割について改めて考察する必要性に迫られている。

1) 青森県立保健大学健康科学部看護学科

Department of Nursing, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

2) 青森県立保健大学健康科学部人間総合科学科目

Division of Human Sciences, Faculty of Health and Sciences Aomori University of Health and Welfare

はじめに

日本の里親制度*¹が法のもとに整備されるのは児童福祉法が制定された昭和22年である。この児童福祉法によって、日本の里親制度は児童養護の重要な施策として位置づけられていたが、里親制度の運用は昭和32年から同33年を頂点に漸次減少の傾向をたどっている。その後、近年の社会情勢にあわせ里親制度をいっそう発展させるために里親の条件を緩やかなものとし、昭和62年に里親制度の改正が行われた。里親制度を少しでも発展させるべくこの改正が行われたが、その後も里親登録数や委託率の上昇はみられず、実質的な効果は上がっていない。

その結果、日本の要保護児童における社会的養護の現状*²は、施設養護が大部分を占め、里親や養子縁組等による家庭的養護の割合は大変少ない現状となっている。里親に委託されている児童は要保護児童全体の約一割弱という状況であり、里親制度の停滞は否めない。しかしながら、実親のもとでの養育が不可能な児童には、里親または養子縁組という家庭的養護が優先されるという認識は世界的に共通なものであり、日本が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」*³においても明記されている。近年では、児童虐待が社会的問題として急増し、被虐待児のケアの一貫として里親制度への役割も期待され始めている。

よって、家庭的養護である里親制度が不振である、あるいは活性化しないという現状のままでは、日本の児童福祉の効果的運用・充実が期待しにくい状況になると考えられる。また、児童の権利を守るためにも家庭的養護の機会を少しでも増やす努力が必要であろう。

里親制度の停滞には里親の調査研究が少ないという背景もあり、研究も制度運用*⁴も双方ともに発展しにくいという状況である。日本における里親制度を再構築していくためには、従来の研究方法や分析の方向性を再考し、多面的な視点からの研究が不可欠となる。そのひとつの方向性として、当事者である里親の意識調査を通して、里親自身がどのような意識や意見を持ち、里親制度運用の実際において何を問題と感じているか等を明確にしていく必要があると考えられる。本稿では先行研究を分析して意識調査の動向を整理し、里親制度運用に関して実施したアンケート調査の結果をもとに、里親の意識を中心とした側面から考察していく。

I 里親意識調査に関する先行研究の動向

里親の意識調査は、調査研究としては基本的なものであり、戦後の里親制度に関する研究においても主体をなしている。しかしながら従来の意識調査の多くは、単発的であり、内容も里親の属性や委託児童の養育状況の実態にとどまっており、里親制度や里親研修に対する里親

の意識等を深く掘り下げた調査は少ない*⁵。また、調査対象の多くが児童を委託中の里親であり、児童の委託を受けていない未委託里親をも対象とした意識調査はきわめて少ない状況である。しかも、その意識調査も近年では調査数自体が少なくなっているのが現状である。

里親に関する調査研究は、継続的に実施されているものでは、厚生労働省による5年に一度の『養護児童等実態調査結果の概要』が主なものである。この調査は主に要保護児童の実態調査であり、里親委託児の状況が詳しく調査されている。里親家庭については、動機や職業、収入、住宅状況などといった背景を中心としており、意識調査の項目は少ない。

社団法人・家庭養護促進協会では1980年代から1990年代にかけて、里子や里親の意識や実態調査、養親希望者の実態調査などを系統的に行っている。家庭養護促進協会は協会の開拓した、主に関西地区の里親を調査対象とし、『養護児童実態調査結果の概要』に比較して、より深く里親の意識を探り、日本の里親研究に貢献している。しかしながら、それをもって日本の里親として一般化しうるわけではない。家庭養護促進協会は積極的に里親・養子縁組を推進してきた民間団体であり、自治体の行政機関である児童相談所が対応している里親の実態とはかなり異なっているのが現状であろう。

以上、最近の意識調査の主なものを挙げたが、この他には自治体や里親会が実施する散発的な意識調査がいくつかなされているのみである。このように里親の意識調査は量的にも少なく、対象や地域の偏りがあり、十分に調査・分析されているとは言えない。また、従来の里親制度の議論において、当事者である里親の意識等はあまり反映されておらず、里親の意識が客観的に検証される機会も少なかったといえる。

そこで本稿では、里親が里親制度の運用においてどのような意識を持って実践しているのかという点をアンケート調査の結果から明らかにし、里親制度を効果的に運用するためにはどのような対策が必要であるか等について、里親の意識や意見、実態等の側面から考察していく。

II 里親に対する意識調査の結果

1 調査方法

(1) 対象

表1-1で示されている、関東地域の県または市の里親会に調査を依頼した。各里親会の了解を得て、未委託里親も含む登録里親を対象にアンケート用紙を郵送し、記入後郵送にて回収した。対象数はA市30件、B県149件、C県190件、D県176件、E市83件であり合計628件であった（ただしB県の未委託里親については、住所等が整理

されていないとのことで調査を実施することができなかった。

調査対象の地域の特徴は、C県の委託率のみが全国平均（1997年度22.2%）を下まわっているが、他のA市、B県、D県、E市の委託率は全国平均よりも高く、行政も里親業務に積極的に取り組んでいる地域であり、全般的には里親制度が活発な地域といえる。東京都は養育家庭制度を取り入れており、養育里親*6と養子里親*7が明確に分離されている。そのため一般的な里親制度とは内容が異なり、今回は対象地区から除外した。

(2) 調査期間

1998年9月から10月にかけて実施した。

2 調査結果

(1) 回収率

アンケート調査用紙の発送数628に対し回収数239であり、回収率は38.1%であった（表1）。C県の回収率が

20.5%と最も低かったが、その他の地区では回収率が40～50%となっている。

(2) 里親の属性

里父の平均年齢は48.8歳であり、里母の平均年齢は41.3歳であった。就業形態では、里父は「常勤」(64.4%)が最も多く、次いで「自営業」(21.8%)であった。里母は「専業主婦」(60.7%)、「自営業」(13.0%)、「常勤」(11.7%)の順であった。里父の自営業の割合は全国の自営業者世帯の割合12.9%に比して、高い傾向が見られている。また、1987年の改正で、共働き家庭も里親として認定の方向性が示されたが、里母の就業率は、以前よりも就業率は高くなってきているが、一般家庭の妻の就業率よりは低くなっている。回答者は「里母」が133(55.6%)と最も多く、次いで「里父母」75(31.4%)、「里父」25(10.5%)であった。

表1-1 対象とした地区（里親会）と調査票の回収数

	地域	対象数	回収数 (%)	*委託率 %
1	A市	30	12 (40.0)	36.7
2	B県	149	61 (40.9)	35.5
3	C県	190	39 (20.5)	17.0
4	D県	176	89 (50.6)	25.4
5	E市	83	38 (45.8)	41.7
	合計	628	239 (38.1)	

※委託率は1998年4月1日現在（第44回関東ブロック里親研究協議会資料より）

表1-2 里父職業

	人数 (%)
常勤	154 (64.4)
非常勤	6 (2.5)
自営業	52 (21.8)
無職	11 (4.6)
その他	8 (3.3)
NA	8 (3.3)

表1-3 里母職業

	人数 (%)
常勤	28 (11.7)
非常勤	16 (6.7)
自営業	31 (13.0)
専業主婦	145 (60.7)
その他	11 (4.6)
NA	8 (3.3)

(3) 委託状況

委託状況は、「現在委託中」が137 (57.3%) であり、現在委託を受けていないのは101 (42.6%) であった。現在委託を受けていないの内訳は、「過去に委託あり」が41

(17.2%)、「季節里親のみ」11 (4.6%)、「全く委託を受けたことがない」20 (8.4%)、「養子縁組を完了した」29 (12.1%) であった (表2)。

表2 委託の状況

		人数 (%)	
現在委託中		137(57.3)	
現在委託を受けていない(右に詳しい内訳)	全く委託無	101 (42.6)	20(8.4)
	季節里親の経験のみ		11(4.6)
	過去に委託有		41(17.2)
	養子縁組完了		29(12.1)
N. A.		1(0.4)	
計		239(100)	

(4) 申請および認定の状況

認定を受けたときの里父の平均年齢は41.3歳であり、里母は38.5歳である。申請から認定までの期間は「半年以内」が最も多く (49.0%)、次いで「半年から1年未満」(34.3%) であった。申請から1年以内に8割以上が認定を受けていることになる。しかしながら1年以上から数年間という長期間を要して認定されているケースは2.8%であった。

次に里子や養子を育てている人がいた」(14.6%) の順であった。

「その他」の内訳を多い順にみると、里親自身が児童養護施設などの職員だったので知っていた、児童養護施設の友人知人から、福祉の勉強をしていたので、福祉の仕事をしていて、といういわゆる福祉関係者であったというケースが多くみられた。

(5) 里親制度を知った経緯と動機

里親制度を知ったのは、「市町村の広報誌等」(28.5%) が最も多く、次いで「役所などの公的機関」(27.2%)、「その他」(25.9%)、「新聞などのマスコミ」(17.2%)、「身

里親になる動機は、「子どもがいないので里親として子育てをしたい」が (34.7%) と最も多く、次いで「親との生活ができない子どもへの理解から」(23.4%)、「養子縁組をしたい」(18.4%) の順であった (表3)。「養子縁組をしたい」という動機は、全国調査の結果31.9%と比較してみると、本調査の方が少ない傾向が見られた。

表3 里親になった動機

動 機	人数	%
1 子どもがいないので里親として子育てしたい	83	34.7
2 養子縁組をしたい	44	18.4
3 要保護児童を理解した上で協力したい	56	23.4
4 生活にゆとりあり、社会に役立ちたい	8	3.3
5 実子・養子に兄弟姉妹がほしい	8	3.3
6 身近に里親や里子がいた	4	1.7
7 その他	15	6.3
NA	21	8.8
計	239	100.0

(6) 養子縁組について

普通養子縁組および特別養子縁組を希望する養子里親と、養子縁組を目的にしない養育里親については、養子里親を希望するものが多かった。「特別養子縁組の希望・申請中・手続き完了」が計58人(24.3%)、「普通養子縁組の希望・申請中・手続き完了」が計36人(15.1%)であり、養子縁組を明確に意図している群が約4割を占める。その上に、「子どもや実親が希望すれば養子縁組を考える」(21.3%)を加えると全体の約6割が養子縁組をする意向を持っていることになる。「養子縁組をせず里親として養育したい」(24.5%)とした養育里親の希望は全体の約4分の1であった(表4)。

表4 養子縁組について

	人数	%
1 普通養子縁組をしたい	15	6.3
2 特別養子縁組をしたい	27	11.3
3 子どもや実親が希望すれば考えたい	51	21.3
4 養子縁組をするつもりはない	59	24.5
5 普通養子縁組を申請中である	0	0
6 特別養子縁組を申請中である	7	2.9
7 普通養子縁組を完了した	21	8.8
8 特別養子縁組を完了した	31	13.0
9 その他	10	4.2
NA	18	7.5
計	239	100.0

(7) 今後の委託の可能性

今後の委託希望の有無に対しては、「有り」が137人(57.3%)、「無し」が101人(42.3%)であった(表5-a)。「無し」の内訳は、「里親の年齢的理由が」約半数を占め、次いで「現在委託中である」、「家庭の状況が変わった」、「養子縁組が完了した」の順になっており、これらの理由が大半を占め、「不調に終わった経験がある」、「苦労が多くやりがいがない」、「意欲・やる気がうせた」という否定的な理由は合わせて9%であった(表6-a)。

表5-a 今後の委託を受ける意志 (全体)

	人数	%
有り	137	57.3
無し	101	42.3
NA	1	0.4
計	239	100.0

表5-b 現在の状況別の委託を受ける意志

	委託中		委託無し	
	人数	%	人数	%
ある	76	55.5 %	61	60.4 %
なし	61	44.5	40	39.6
合計	137	100.0	101	100.0

表6-a 委託を受ける意志のない理由 (全体) n=101 (複数回答)

	人数	%
1 不調に終わった経験がある	3	3.0
2 自分たちが考える里親制度とはちがっていた	2	2.0
3 苦労が多くやりがいがない	4	4.0
4 家庭の状況の変化で受け入れられなくなった	13	12.9
5 意欲・やる気が失せた	2	2.0
6 現在委託中の子どもだけにしたい	28	27.7
7 縁組を完了したので新たな受け入れは希望しない	11	10.9
8 里親の年齢的理由、高齢	51	50.5
9 その他	13	14.1

表6—b 委託を受ける意志のない理由（委託中と委託無しの比較）重複回答

	委託中		委託無し	
	数	割合	数	割合
1 不調に終わった経験がある	0	0 %	3	7.5 %
2 自分たちが考える里親制度とはちがっていた	2	3.3	0	0
3 苦勞が多くやりがいが無い	3	4.9	1	2.5
4 家庭の状況の変化で受け入れられなくなった	6	9.8	7	17.5
5 意欲・やる気が失せた	1	1.6	1	2.5
6 現在委託中の子どもだけにしたい	26	42.6	2	5.0
7 縁組を完了したので新たな受け入れは希望しない	3	4.9	8	20.0
8 里親の年齢的な理由、高齢	25	41.0	26	65.0
9 その他	8	13.1	5	12.5

委託の可能性を、現在委託中と未委託の別で見ると、未委託の約6割が「有り」と答えており、未委託において今後の委託の可能性は高かった(表5—b)。また、未委託において委託を受ける意思がない理由としては、もっとも多いものが「里親の年齢的な理由(高齢)」であり、6割以上を占めていた。ついで「養子縁組を完了した」が2割であった。

これに対し委託中の今後委託を受ける意思がない理由は、「里親の年齢的な理由(高齢)」と「現在委託中の子どもだけにしたい」が双方とも4割以上とほぼ同率であった。

委託可能な子どもの年齢は、「年齢にはこだわらない」、「小学校低学年」、「3—5歳」、「1—2歳」の順であった。性別については「どちらでもよい」、「女児」、「男児」の順であった。心身の状況では「健康な子」、「多少の障害・病気はかまわない」となっていた。

委託可能な児童の性別・年齢・心身の状況については、性別・年齢は「特にこだわらない」が最も多く、心身の状況については「健康な子ども」が最も多かった。

(8) 養育の相談及び状況

養育の悩みや問題への対処についてたずねたところ、「よく相談する」と「たまに相談する」相手や機関は「里親会の会員」(65.1%)、「児童相談所の職員」(63.1%)、「育児経験の有る知人」(57.4%)、「里親の手記、里親会の機関紙」(51.8%)の順であった。反対に「相談しない」としているのは、「保健所等の保健婦」(80.4%)、「医療機関」(67.5%)、子どもが入所していた施設の職員(60.3%)、「育児雑誌・育児書」(54.5%)の順であった。

「里親の配偶者、兄弟姉妹」と「保育園・幼稚園・学校の先生」は「相談する」と「相談しない」がちょうど

同じ位の比率であった。里親の養育の問題については、里親同士の体験談が最も有効であるという傾向がみられている。

子どもを養育してよかったことは、「自分たちも成長し人生が充実した」(78.0%)、「家の中が明るくなった」(72.2%)、「地域社会の人間関係が広がった」(72.2%)の順に多かった。困ったことは、「子どもの性格や行動上の問題」(39.7%)であり、「子どもの健康上の問題」、「家族との関係」、「実親との関係」、「近隣や学校等の関係」、「施設や児童相談所とのやりとり」においては「困らない」と回答するものが多かった。

養育にあたっての地域社会との関係についてたずねたところ、保育所や幼稚園・学校との関係および近隣との関係においては、どちらも「特に問題なし」が7割以上を占めており、「不都合がある」、「差別されているように感じる」は数%と少なかった(表7)。

全体的に見て多くの里親は、児童の養育に充実感や満足感を感じており、養育において深刻な問題があったり地域社会との関係に問題があると感じることは少ないという状況であった。

(9) 里親制度が発展しない要因についての考え

里親制度が発展しない要因のそれぞれの項目に対して「そう思う」、「どちらともいえない」、「そうは思えない」の3段階で回答してもらった。どの項目においても「そう思う」が「そう思わない」より圧倒的に多く、多くの要因が関与していることが示唆されている。

「そう思う」の回答が多かった項目は、「里親制度が知られていない」(75.3%)が最も多く、次いで「血縁意識が強いなど社会的偏見が強い」(70.3%)、「育児不安など子育てが難しそうに思われている。」(59.4%)、「他者のために役立つとする家庭が少ない」(58.6%)、「共稼ぎ

の里親に対する支援体制がない」(53.1%)、「女性の就労が増え子育てをする余裕がない」(52.7%)、「里子より養子の希望者が多い」(52.3%)であった。

里親も一般的な論調と同じような認識を持っているという傾向があるが、里親の認識が違う項目がひとつあった。それは「里親が里子を選ぶ傾向があり、委託が成立しにくい」(32.6%)であった。この項目は「そう思わない」(17.6%)の回答が最も多くなっていた(表8)。

親族や知人に里親となることをすすめるかについては、「適当な人がいればすすめてみたい」(67.8%)、「積極的にすすめている」(10.0%)とあわせると、約8割近くが里親になることを進めたいと思っている。反対に「苦労が多く進められない」(11.3%)、「里親であることを知られたくないのですすめない」(2.5%)などの否定的な傾向は全体の一割を超える程度であった。

以上のことから、里親は里親としての自分と里親役割を肯定的に受け止めており、社会一般への普及と理解を求めているということがいえる。

表7 地域社会との関係

	学校、幼稚園、保育園		近隣	
	人数	割合	人数	割合
1.特に問題ない	152	72.2%	159	76.1%
2.理解がなく何かと不都合あり	3	1.4	2	1.0
3.差別されているように感じる	3	1.4	4	1.9
4.その他	25	12.0	27	12.9
NA	26	12.4	17	8.1
合計	209	100.0	209	100.0

(10) 研修について

認定後および委託前の研修や説明の内容がどの程度理解されているかについてたずねた。「よくわかった」、「ある程度わかった」を理解群、「わからない」、「説明を受けなかった・記憶にない」を非理解群としてみると、全項目においては理解群が多かったが、非理解群も少なくないことから研修が必ずしも効果的に行われているとはいえない。

理解群の多い項目は、「施設で生活している子どもの状況」、「委託児童の一般状況」、「適応過程における心理的問題と対応」、「養子制度とその手続き」であった。

非理解群の割合が比較的高かった項目は「委託児童の実親に対する感情の受け止め方」、「実親やその家族との関わり方」、「里親家庭の家族や近隣などの関係で起こりやすいストレスについて」、「子どもの社会的自立や施設へ返す場合について」等であった。

理解群の項目と非理解群の項目を比較してみると、理解群は委託前の状況や問題に対応するような内容であり、非理解群では委託後の状況やマイナス面についての内容である。

希望する研修内容についての自由記載欄には57.3%が記入をしており、その内容は多岐にわたっているが、研修の形式については「体験談の発表」と「グループ討議」が圧倒的に多かった。

(11) 児童相談所への意見および要望等について

児童相談所に対する要望の項目に対して「そう思う」、「どちらともいえない」、「そうは思わない」の3段階でたずねた。「そう思う」が最も多かった項目は「子どもたちの情報をもっとほしい」であり、次いで「地域の人々へ里親制度に対する正しい理解を促してほしい」、「里親の苦労や悩みを理解してほしい」の順であった。「どちらともいえない」が最も多かった項目は、「研修会や懇談会の機会を設けてほしい」、「里親の自主性や発言力を認めてほしい」、「もっと足繁く訪問してほしい」、「経済的な苦労を理解してほしい」の順であった。(表9)

自由記載で児童相談所への意見を求めたところ、43.9%と半数近くが意見の記述をしていた。自由記述として最も多く述べられていたものは、「児童相談所の職員の人事異動が頻繁すぎる」、「職員の転勤が多く、またゼロから信頼関係を築かなければいけない」「職員同士の引継ぎが不十分である」といったような児童相談所の勤務形態に関する不満である。次に多かった意見が、「里親に出せる子どもの情報を、ためらわずに公開してほしい」、「里親を必要としている子どもたちの情報を知らせるとともに、もっと里親を信頼して委託を促進してほしい」といったような、児童相談所から提供される情報量の少なさへの不満ならびに里親委託の一層の促進を主張する意見である。

この自由記述欄では、選択式による質問項目からは得られなかった、里親の児童相談所に対する率直な気持ちと前向きな意見・要望が得られた点が意義深い。自由記述にも関わらず多くの回答が寄せられており、児童相談

所への期待とともに不満も多いという傾向が見られた。ここで、自由記述として述べられていた内容をまとめると、次の6つの関連意見群に類型化することができる(表10)。

表8 里親制度が発展しない理由 (%)

	そう思う	どちらとも 思わない	そう思わない	NA	合計
a 里親制度が知られていない	180 (75.3)	38 (15.9)	14 (5.9)	7 (2.9)	239 (100)
b 他者のために役立とうという家庭が少	140 (58.6)	74 (31.0)	19 (7.9)	6 (2.5)	
c 血縁意識が強く社会的偏見がある	168 (70.3)	45 (18.8)	20 (8.4)	6 (2.5)	
d 行政や児童相談所が積極的でない	109 (45.6)	101 (42.3)	24 (10.0)	5 (2.1)	
e 里親が里子を選ぶ傾向がある	78 (32.6)	112 (46.9)	42 (17.6)	7 (2.9)	
f 里子より養子の希望者が多い	125 (52.3)	88 (36.8)	18 (7.5)	8 (3.3)	
g 住環境の余裕がない	103 (43.0)	97 (40.6)	35 (14.6)	4 (1.7)	
h 預かった後の支援体制が不十分	104 (43.5)	102 (42.7)	25 (10.5)	8 (3.3)	
i 子育ての経済的負担が大きい	113 (47.3)	91 (38.1)	31 (13.0)	4 (1.7)	
j 女性の就労により子育ての余裕なし	126 (52.7)	86 (36.0)	19 (7.9)	8 (3.3)	
k 共稼ぎの里親に対する支援体制がない	127 (53.1)	84 (35.1)	18 (7.5)	10 (4.2)	
l 育児不安など育児が難しく思われている	142 (59.4)	73 (30.5)	18 (7.5)	6 (2.5)	
m その他	15 (6.3)			224 (94.7)	

表9 児童相談所についての要望 (%) n=239 (100.0)

	そう思う	どちらとも 思わない	そう思わない	NA	合計
1. もっと足繁く訪問してほしい	84 (35.1)	101 (42.3)	41 (17.2)	13 (5.4)	239 (100)
2. 研修会や懇談会の機会を設ける	59 (24.7)	121 (50.6)	46 (19.2)	13 (5.4)	
3. 委託の対象児童の情報をもっと	168 (70.3)	44 (18.4)	17 (7.1)	10 (4.2)	
4. 里親の自主性・発言力をみとめて	96 (38.9)	106 (44.4)	29 (12.1)	11 (4.6)	
5. 実親への指導を	88 (36.8)	93 (38.9)	48 (20.1)	10 (4.2)	
6. 地域の人々への正しい理解を普及	116 (48.5)	70 (29.3)	42 (17.6)	11 (4.6)	
7. 児童相談所の仕事の内容を知らせ	90 (37.7)	88 (36.8)	49 (20.5)	12 (5.0)	
8. 里親の苦労や悩みの理解を	109 (45.6)	88 (36.8)	29 (12.1)	13 (5.4)	
9. 経済的な苦労の理解を	55 (23.0)	103 (43.1)	68 (28.5)	13 (5.4)	

表10 児童相談所への意見の類型

n = 105

①児童相談所の勤務形態に関する不満（最も多かった意見群、26件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の職員の人事異動が頻繁すぎる ・ 職員の転勤が多く、またゼロから信頼関係を築かなければいけない ・ 職員同士の引継ぎが不十分である ・ 職員の人数を増やして、里子や里親に対してきめ細かい対応をしてほしい ・ 里親専属の職員を配置してほしい 等
②児童相談所から提供される情報量の少なさへの不満ならびに里親委託の一層の促進を主張する意見（次に多かった意見群、17件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親に出せる子どもの情報を、ためらわずに公開してほしい ・ 里親を必要としている子どもたちの情報を知らせるとともに、もっと委託を促進してほしい ・ もっと里親を信頼してほしい ・ 委託数をどんどん増やしてほしい 等
③柔軟性のある多様な対応を望む意見（第3番目に多かった意見群、16件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所は事務的でマニュアルどおりの対応しかしてくれない ・ 児童相談所の職員は迅速に行動してくれない ・ 様々なケースに柔軟にもっと対応してほしい ・ 本当に困ったときに相談にのってくれない ・ 定期的に相談にのってほしい ・ 家庭訪問をしてほしい 等
④里親へのアフターケアを望む意見（4番目に多かった意見群、6件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託をされた里親さんへのアフターケアを望みます ・ 研修会・懇談会・連絡会等を通じて里親同士のつながりを促進してほしい 等
⑤児童相談所職員の専門性への期待（5番目に多かった意見群、5件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に対する知識も無く、若く子育て経験も無い担当者と詳しい話しが出来ない ・ 職員は是非専門職として採用してほしい 等
⑥その他（少数意見、35件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大変な仕事なので協力をしたい ・ よく相談にのってくれている ・ 里子の現状を知った上でアドバイスをしてほしい ・ 10組の親子があれば10組の現実があることを知ってほしい ・ 里親制度がよく知られていない ・ 実父母に対する判断が甘すぎる ・ 里親分野への比重が軽い 他

(12) 希望する研修の内容について

里親の研修（形式や内容）について記述があったのは、137件であり、全体の57.3%であった。研修形式に関するものでは、「体験談を語り合いたい」（52件）とする意見が最も多く、次いで、「グループ討議を取り入れてほしい」（30件）という意見が多くみられた。

また、講義内容に関するものでは、「子どもの発達上の問題」（8件）を内容として期待・希望する意見が最も多く、次いで、「年齢に応じた育て方」（7件）を内容として期待・希望する意見が多く見られた。これらの記述に関して、研修形式と講義内容とに大きく類型化し、表11のようにまとめることができる。

表11 希望する研修内容に関する意見の類型

n = 137 (複数回答)

①研修形式について (カッコ内の数字は記述回答件数)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験談を語り合う (52) ・ グループ討議 (30) ・ 堅苦しくなく本音で話し合える (9) ・ 個別相談 (5) ・ 講義形式 (5) ・ その他 (9)
②講義内容について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達上の問題 (8) ・ 年齢に応じた育て方 (7) ・ 子どもの社会的自立や施設に返す場合について (6) ・ 適応の過程における心理的問題とその対応について (6) ・ 子どもの実親に対する感情の受け止め方について (5) ・ 委託児童と里親過程の家族、近隣との関係で起こりやすいストレスについて (5) ・ 委託前の説明 (4) ・ 施設にいる子どもの状況を施設職員から聞きたい (4) ・ 養子制度とその手続きについて (3) ・ その他 (14)

(13) その他の意見や感想について 〃、全体の33.9%であった。
 その他の意見や感想についての自由記述は81件であ

表12 その他の意見 (カッコ内の数字は記述回答件数)

n = 81

①里親委託のシステムを変更し、委託をスムーズに行ってほしい (21)
②里親制度に対する不満 (14)
③充実感や達成感がある (10)
④里親会同士のネットワークの必要性 (6)
⑤親権を尊重しすぎる (5)
⑥専門性のあるケースワーカーの配置を望む (4)
⑦里親研修の必要性 (2)
⑧その他 (19)

Ⅲ 考察

1 里親制度を知った経緯と動機

里親制度を知った経緯で特徴的だったのは、「市町村の広報誌」や「公的機関」に次いで「その他」としての「里親自身が児童養護施設の職員であった」「身近に里子や養子がいた」ということから里親制度を知ったというケースが多く、里親制度を普及させるためには、まず周囲の人々への理解と関心を促すことが大切なことを示唆している。

周囲の人たちや関係者が里親や里子の生活に実際に接することにより、里親制度に対しての偏見や思いこみ等

の誤解を少なくするとともに、今後は開かれた里親家庭、養子縁組家庭にしていくことがますます期待される。また、福祉関係者として保育、福祉系大学等の学生、福祉施設職員、次に学校教師や児童教育の専門家、民生委員や児童委員等に里親制度の目的や役割を十分理解してもらう必要があると考えられる。

里親申請時の動機については「子どもがいない」という理由が最も多く、「養子縁組希望」も大半が子どもがいない夫婦であることからみても、里親と子どもがいない夫婦の関連性は大変強い。子どもがいないという理由で里親を希望することは、里親のニーズが大きいなどか

ら児童福祉の立場からは好ましくないとされるが、現状はこのように多く、今後も大幅に減少することはないと思われる。子どもがいないので里親になりたいと希望することはごく自然な発想であるとも考えられるが、それだけでは児童福祉の目的が達成されにくいケースもあり、里親研修が必要となってくる。里親が第一に考えなければならないことは委託児童の利益であるが、里親が養育によって満足感や充実感を達成できればなおさら良いことであろう。里親の満足感や充実感は児童の養育にもプラス面が大きく、里親の資質としてまず子どもを育てたいと思うことが重要であり、その後に里親の意義や役割を学習することで児童の福祉として十分機能しうるとされる。最初から里親として完成されたものを求めるよりは、里親制度に関心を寄せてくれる人々に対して里親制度の理解を促していくほうが、里親開拓には効果があるものと思われる。

2 養子縁組との関連

里親申請時の動機として全国調査では「養子縁組を希望」が3割強みられているが、本調査では2割弱であり、全国調査よりは少ないという特徴が見られたが、設問の違う「養子縁組についての意識」では、特別養子縁組と普通養子縁組を合わせた「養子縁組希望」と「養子縁組完了」が約5割を占め、養子縁組希望が申請時の倍以上になっている。このことは、里親認定後に意識の変化があったということがいえるが、その背景には里子を養育中に養子縁組希望へと意識が変化したことが考えられる。近年の里親委託児童の特徴として、親のいない児童が多いこと、年齢層が低いこと、委託期間が長期化していることを考慮すると、里親本来の目的である「一時的養育」だけでは児童のニーズに対応できない現状になってきている。視点を変えれば、本来は養子縁組対象の児童が里子として委託されているということではないだろうか。

また長期の委託継続は、里親も長期間養育をすることによって相互の絆が深まり、児童の福祉というよりは、感情面で法的な家族の一員としての希望が出てくることも考えられる。わが国の里親は養子縁組希望が多いことは否定できないが、このような長期委託の現状も養子縁組希望を増加させる要因の一つではないだろうか。一方、児童にとっても不安定で確信のない実親子関係を継続するよりは、養子縁組という児童のパーマネンシーを保障する養育形態も同様に必要である。現状では里親の決断や実親との交渉といった複雑なプロセスを要する養子縁組よりも、複雑なプロセスを要さない長期委託の増加という現象が児童のニーズに対応しているものと思われる。この点が諸外国とは違うわが国の里親制度の特徴で

もある。しかしながら、養育里親と養子縁組では対象児童やその意義は明らかに異なっており、より委託児童のニーズにそった対応が必要である。里親、養子縁組において行政レベルでの取り扱いが早急に分離できないのであれば、今後は児童の十分なケースワークが求められるであろう。

3 養育の実際

養育の問題については里親同士で相談したり、里親の手記・里親会の機関紙を参考にすることが多く、当事者間での問題解決が図られていることが多かった。養育の問題には児童相談所が対応するシステムになっており、相談する相手としてアンケート調査では児童相談所が里親同士に次いで多かったが、自由記載欄で児童相談所が適切に対応してくれないという不満も大変多く、実際的には相談への対応が一定の水準にあるとは言えず、それぞれの機関においてまちまちであることが推測される。また、里親は養育においてケースワーカーの介入を好まない傾向が指摘されているが、今回の調査では、適切な支援を求める里親が多かった。

里親委託にあたり、最も考慮されなければならないのが委託の不調による措置変更である。里子と里親家庭がうまく適応できずに措置変更されることは双方ともに大変傷つく結果となりやすい。それゆえ委託が慎重にならざるを得ないという状況である。櫻井*8は東京都の養育家庭の措置変更ケースを分析し、里親や委託児童の問題に加えてケースワークと支援体制の重要性を指摘している。慎重な委託は申すまでもなく、委託前後の十分なケースワークや支援体制があってはじめて委託が促進され、不調ケースを少なくすることができよう。

里子を養育したことに関しては大多数が満足感・充実感を得ており、里親役割を肯定的に受け止めている。今後の委託の希望がない場合にも、否定的な理由からではなく、里親の高齢等が主な理由であった。「里親制度は発展しない」とか「他人の子どもの養育は難しい」など里親に対するマイナスイメージを持ちやすいが、実際にはプラス面が多いという結果が得られている。

日本の里親制度は、社会的関心が低いこと、家制度・血縁関係の重視による実子でない子の養育には偏見があるといわれてきたが、今回の調査では必ずしもそうではないという状況も読み取れる。里親制度が発展しない要因として「差別や偏見があると思う」とする里親は多かったが、実際面において地域社会から差別や偏見を受けて不都合を感じている里親は大変少なかった。このことは、従来の推論が里親の中にもかなり浸透しており、里親自身も偏見があると思いつているが、社会的な偏見等は実際には減少して来ているのではないかと思わせる結果

でもある。とはいっても、今回の調査対象地区は首都圏という都市部であり、地方と比較した場合には、家制度や血縁重視という意識が少ないという背景があるからかもしれない。しかしながら子育ての価値観における調査では、「家を継ぐ」、「墓を守る」、「財産を守る」等の意識は年々減少してきており、「子どもは親の従属物ではない」、「子育てを楽しみたい」等の意識が増加してきている*9。このような状況は、家制度や血縁重視といった意識が変化してきていることの証左ではないかと思われる。

4 研修および支援体制

研修内容については委託前の状況や問題に関する内容が多く、委託後の状況や委託によるマイナス面に関する内容が少ないという傾向が見られ、里親の理解度もそれと同様の傾向であった。自由記載欄でも、「どちらかというところを委託するまではあまり問題がなくうまくいきそうな説明が多い」、「措置変更や近隣との関係、実親との関係についての説明があまりない」という意見が見られていた。委託するにあたって、里親にあまり問題点ばかりを強調して消極的にしてしまうのは問題だが、プラス面とマイナス面を十分に納得した上での委託が望ましいのではないだろうか。そして問題が起こった時点で、どのような支援が受けられるか等の説明が十分なされるべきであろう。

研修形式についての要望では、「体験談」、「グループ討議」が多いことから、養育の問題に対して当事者間で悩みや問題を話し合い、解決策を自らが発見していくというプロセスが求められているといえる。これに対しては、里親会活動の発展がその機能を担うのではないかと思われるが、現状では里親会活動への参加があまり積極的でないといわれており、事例調査でも同様の傾向がみられていた。里親会がより活発に参加しやすい形式で機能することが大切であり、里親会の開催回数を増やしたり、近隣地域を小グループ化するなど、日常生活に密着した活動への転換が必要であろう。

また、支援体制として現状において大きな役割を果たしているのは児童相談所であり、次いで里親会であろう。しかしながら調査結果からは、児童相談所の対応に対する不満が多く、十分な支援を受けていないと感じている里親も多い。児童相談所の職員の転勤や異動が多く、一貫した相談指導が受けられないという点が大きな問題であるが、これは行政のシステム的な問題から波及してきている問題である。専任の職員を置いてほしいとの希望があっても、行政が里親業務を専門職として認めていないところが多く、一向に改善される様子が見られていない。

また、大半の里親が研修は必要であると認識しているが、中には「実子を育てた経験があるので研修はいらない」とする里親もあり、客観性を欠いた養育や閉鎖的な養育が懸念される。従来の研修内容は知識を得ることが主であったが、今後は里親の自己研鑽の場と捉え、自己の養育を客観的に判断する場としての活用が期待される。里親も常に学習していくという姿勢が必要であり、それによって里親の資質を向上させるという意識が必要であろう。

5 今後の委託の可能性について

未委託里親の実態は、今まであまり把握されていなかったが、今回の調査では全体の42.6%を占めており、調査の目的は達成されたといえる。未委託里親の7割は委託を望んでおり、委託を望んでいない里親は高齢であること、養子縁組を完了が主な理由であった。今後は委託を望んでいない里親の登録を整理することが必要であろう。

未委託里親のうち全く児童を委託されない里親も少数ではあるが存在し、その後の児童相談所との関わりがほとんどなくなり連絡もないため、いつになるかわからない委託を延々と待つことになりやすい。その結果、里親としての意欲が消失したり、児童相談所に不信感を抱くことになりやすい。里親の適性が問題で委託が不可能であるならば、里親に対してそのことを伝えたり、申請時に適性についての調査を十分に行うことが必要と思われる。

委託児童の条件について見たところ、性や年齢にはあまりこだわっていないという結果であったが、障害児の受け入れは困難な状況であった。近年は児童の背景や事情も複雑多様化しており、今後は障害児も含めて対応可能な多様な資質をもつ里親の開拓と育成が課題となる。

まとめ

今回の調査は、関東地域の未委託里親を含む里親の意識を中程度の規模で把握でき、調査目的はある程度達成できたものと思われる。里親制度運用についての里親の意識や意見を明らかにすることにより、今後の方向性の示唆となりうる結果がいくつか得られた。

里親制度を効果的に運用するためには、里親や里親制度を支える里親開拓と研修、養育相談等の支援システムが最も必要とされていると考えられる。今後は関東地域にとどまらず、地域を拡大してより多くの里親の意識を調査していくことも必要であろう。また、里親だけでなく里親制度をとりまく関係者や委託児童を対象とした調査も並行して行い、意識や認識の違い、里親委託の効果

などを総合して分析していくことが求められている。

現代の児童家庭問題の特徴として、少子化のさらなる促進や育児ストレスを含む児童虐待の増加、各家族化、地域社会のサポート力の低下などが挙げられ、「育児」がますます困難になりやすい状況にある。そのような中で、里親が果たす役割は大きいと考えられる。

つまり、近年の児童をとりまく環境や、家族の問題、社会の意識、児童福祉改革による児童福祉施設の役割等の変化から、里親制度の意義や役割を改めて見直す必要性にも迫られているのである。諸外国との単なる数値の比較によって日本の里親制度の遅れを論じるだけでなく、要保護児童の背景の変化や日本の社会文化的背景に沿った家庭的養護として里親制度を位置付けていく必要がある。

(受理日：平成13年11月16日)

註及び引用文献

- 1) 里親とは、児童福祉法第27条第1項第3号による、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望するものであって、都道府県知事が適当と認めるもの」である。したがって里親登録されている里親（登録里親）をさし、児童の委託の有無は問わない。里親制度は児童福祉法第27条1項3号による措置として実施されている。里親という名称は、現代的意義および児童家庭福祉の主旨から「養育家庭」することが望ましいとされているが、里親にその名称が広く浸透していないことから、アンケート調査では里親の名称を使用している。よってそのまま里親という名称を使用する。
- 2) 益田早苗、浅田豊「日本の要保護児童の現状からみた里親制度の位置付けと役割に関する一考察」『青森県立保健大学紀要』第2巻第1号、青森県立保健大学、2000年、の稿において、日本の児童家庭問題の今日的動向と要保護児童の現状を踏まえた上での里親委託促進上の課題及び展望が考察されている。
- 3) 「児童の権利に関する条約」は1989年に国際連合で採択された条約である。本条約は要保護児童に対して家庭的代替養護を原則とし、20条3項で里親養育・養子縁組を優先している。
- 4) 網野武博他「里親制度及びその運用に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集、日本子ども家庭総合研究所、1999年、181—208頁において、里親としての資質や専門性の向上ならびに児童相談所の協働体制の重要性に関して考察されている。
- 5) 益田早苗「わが国の里親研究の動向と今後の課題」

『青森県立保健大学紀要』第1巻第1号、2000年、91—98頁において、里親の意識や実態・一般社会の認識等についての科学的な分析、研究方法の再検討、関連領域との学際的な研究へと発展させることの重要性について考察されている。

- 6) 養育里親とは、養子縁組を目的としない里親である。
- 7) 養子里親とは、養子縁組を目的とした里親である。
- 8) 櫻井奈津子「養育家庭への児童委託—措置変更ケースを通して里親養育への支援を考える」『新しい家族』第31号、養子と里親を考える会、1997年、67—87頁。
- 9) 厚生省『厚生白書 平成10年版』厚生省、1998年。

参考文献

- 1) 三吉明編著『里親制度の研究』日本児童福祉協会、1963
- 2) 小笠原平八郎『里親保護—その研究と実践』川島書店、1967
- 3) 松本武子『里親制度—その実践と展望』相川書房、1977
- 4) 家庭養護促進協会『里親開拓のための児童福祉（特に里親制度）に関する意識調査報告書』、1978
- 5) 松本武子『児童相談所と里親制度』相川書房、1980
- 6) 松本武子「日本の里親制度とその問題点—実証研究を通して」『新しい家族』、第4号、養子と里親を考える会、1984
- 7) 家庭養護促進協会『成人里子の生活と意識—里親家庭における親と子の追跡調査報告』1984
- 8) 大阪譲治「これからの社会的養護のあり方」『児童養護』16巻1号、1985
- 9) 全国里親会編『新しい里親制度』里親読本シリーズ第30集、全国里親会、1988
- 10) 家庭養護促進協会『新しい里親像を求める調査報告書』1988
- 11) 古川孝順「日本における家庭の変容と対応」『世界の児童と母性』27号、1989
- 12) 松本武子『里親制度の実証的研究』建帛社、1991
- 13) 福島一雄「転換期にある養護サービスのあり方」『世界の児童と母性』30号、1991
- 14) 厚生省児童家庭局『養護児童等実態調査結果の概要』1992
- 15) 岩崎美枝子「里親・養親」『子ども家庭福祉情報』第9号、日本総合愛育研究所、1994
- 16) 家庭養護促進協会『養親希望者の実態調査』1995
- 17) 西川公明「里親から見た里親制度」『新しい家族』第26号、養子と里親を考える会1995
- 18) 全国里親会「地域里親会活動実践事例集（11）」『里

親読本シリーズ』第46集、1996

- 19) 飯田幹男「里親制度の現状と課題」『新しい家族』第29号、養子と里親を考える会、1996
- 20) 全国里親会編『平成10年度里親研修会テキスト』全国里親会、1998
- 21) 林茂男「改正後の児童家庭相談支援体制」『子ども家庭福祉情報』第13号、1997
- 22) 網野武博他「里親制度のあり方について」平成9年度厚生科学研究事業報告書、1998
- 23) 鈴木幸夫「日本の里親制度に関する基礎的考察」『北海道社会福祉研究』第18号、1997
- 24) 北海道里親連合会『北海道の里親制度に関する意識調査報告』1998
- 25) 正高信男『育児と日本人』岩波書店、1999
- 26) 桜井茂男・櫻井登世子・松尾直博『子どもの福祉』福村出版、1999
- 27) 全国里親会里親推進事業検討会「里親事業推進のための提言」『新しい家族』36号、養子と里親を考える会、2000
- 28) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『養護児童等実態調査結果の概要』2001